

# 鞍手町こども計画策定支援業務仕様書

## 1 業務名

鞍手町こども計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の目的

本業務は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく計画として、令和8年度から令和11年度までの4か年計画とする鞍手町こども計画（以下「本計画」という。）の策定にあたり、本町が実施したこども計画に係るアンケート調査の結果や、本町が実施している子育てに関する事業の取組状況等を踏まえた現状分析及び課題の整理を行い、本計画を策定するまでの一連の作業を支援することを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで

## 4 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく国の「こども大綱」及び福岡県こども計画を勘案し、次の（1）から（5）の計画を包含した一体的な計画とする。

- （1）市町村こども計画（こども基本法第10条第2項に規定）
- （2）市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定）
- （3）市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定）
- （4）市町村子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項に規定）
- （5）市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項に規定）

## 5 業務内容

### （1）現状の把握と課題整理、計画策定方針の検討

本町が令和6年度に実施したこども計画に係るアンケート調査の結果や、本町が実施している子育てに関する事業の取組状況等を踏まえた現状分析及び課題の整理を行い、計画策定方針を検討する。

（参考）

- ・こども計画に係るアンケート調査報告書
- ・第6次鞍手町総合計画
- ・第3期鞍手町子ども・子育て支援事業計画

### （2）こどもの意見聴取支援

こども基本法第3条第3号及び第4号では、年齢や発達に応じた、こどもの意見表明機会の確保、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条では、地方公共団体は、こどもの施策の策定等にあたり、こどもの意見の反映に係る措置を講ずるものとされている。

こどもの意見を広く聴取するための手法を企画し、運営・実施すること。

- (3) 計画骨子案及び素案の作成  
関係法令や国の指針、県及び町等の関連計画との整合性を図り、町の課題を十分把握しながら作成すること。
- (4) 子ども・子育て会議の運営支援  
本町の子ども・子育て会議の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。適宜会議にオブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに討議結果をその後の作業に反映させること。
- (5) パブリックコメントの実施支援  
パブリックコメントにより提出された意見に対する助言及び計画案への反映の支援を行うこと。
- (6) 成果品の作成  
パブリックコメント終了後に開催する子ども・子育て会議の審議結果等に基づき、計画書案の補正・修正を行ったうえで成果品を作成すること。

## 6 成果品

本業務の成果品は次の(1)から(4)とする。なお、本業務の実施に伴い作成した資料及び成果品に関する著作権その他一切の権限は本町に帰属するものとする。

- (1) 計画書 A4版 50部(100ページ程度)、本文1色刷(表裏表紙4色刷)
- (2) 概要版 A4版 50部(4ページ程度)、4色刷
- (3) 概要版こども向け A4版 50部(4ページ程度)、4色刷
- (4) (1)から(3)の電子データ一式

## 7 支払い方法

本業務の委託料は、業務完了後受注者からの請求書を受理した日から30日以内に支払う。

## 8 その他

- (1) 受注者は、本業務において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、発注者と協議の上、必要と認められる事項は実施すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し決定するものとする。
- (4) 成果品に誤りや不備が発見された場合には、委託期間完了後であっても受注者の責任において無償で訂正を行うものとする。